

議第20号三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案
に対する修正案

議第20号三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において現に市立幼稚園に在園している園児に係る保育料並びに平成28年度に新たに市立幼稚園の4歳児及び5歳児として入園する園児並びに平成29年度に新たに市立幼稚園の5歳児として入園する園児に係る保育料及び入園料については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

発 議 者 三島市議会議員

川 原 章 寛

石 渡 光 一

岡 田 美喜子

議第20号

三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和40年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市立幼稚園保育料徴収条例

第1条中「保育料及び入園料の徴収について」を「保育料の徴収について、」に改める。

第2条を次のように改める。

（保育料の納付）

第2条 市立幼稚園の園児の保護者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育、特定教育・保育又は特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育、特定教育・保育又は特別利用教育に要した費用の額）の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定により保育料を納付する場合において、市町村が、法第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、施設型給付費又は特例施設型給付費を市立幼稚園に支払うときは、前項に規定する保護者は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する保育料のうち、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額を納付しなければならない。

3 第1項に規定する保護者は、その月分の保育料を市長が指定する日までに、納入通知書により納付しなければならない。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「納入」を「納付」に改める。

第7条中「施行について」を「の施行に関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成28年度以後の年度分の保育料から適用し、平成27年度分までの保育料及び入園料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において現に市立幼稚園に在園している園児に係る保育料並びに同日前にされた市立幼稚園への入園の申込みに係る幼児が同日後に入園した場合における当該幼児に係る保育料及び入園料については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士